

○戸田市議会委員会傍聴規程施行細則

平成15年10月6日

議会細則第1号

改正 平成16年2月5日議会細則第1号

平成16年3月5日議会細則第2号

平成16年4月30日議会細則第3号

平成24年8月30日議会細則第1号

- 1 この細則は、戸田市議会委員会傍聴規程（平成15年議会規程第1号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 規程第3条に規定する受付時間は、原則として委員会開催時間の30分前とする。
- 3 規程第5条に規定する報道関係者の員数は、2人とする。
- 4 規程第6条に規定する一般傍聴人の員数は5人とする。ただし、次の各号に定める介添え人若しくは手話通訳者（以下「介添え人等」という。）を必要とする傍聴人（2人を限度とする。）は、1人の介添え人等を認めるものとする。
  - (1) 車いすでないと歩行できない者
  - (2) 視覚障害者
  - (3) 聴覚障害者
  - (4) その他委員長が必要と認める者
- 5 規程第10条に規定する特に委員長の許可を得た者とは、原則として規程第5条に規定する報道関係者とする。
- 6 規程における委員会は、原則として起立発言とする。ただし、委員長が認めた場合は、着席のまま発言することができる。

附 則

この細則は、平成15年10月6日から施行し、この細則の施行の日以後初めて招集される市議会定例会から適用する。

附 則（平成16年議会細則第1号）

この細則は、公布の日から施行し、平成16年3月定例会から適用する。

附 則（平成16年議会細則第2号）

この施行細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年議会細則第3号）

この施行細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年議会細則第1号）

この施行細則は、平成24年8月30日から施行する。